金融教育の現状と課題

――金融機関が取り組む意義――

〔要　　旨〕

1　政府・日銀は，ペイオフ解禁となった2005年度を「金融教育元年」と位置づけ，国民のファイナンシャル・リテラシー（金融に関する理解能力）の水準向上をめざして，金融教育の国民的な普及に向けて取組みを進めている。

2　金融教育が必要とされる背景には，政府が構造改革の一環で「貯蓄から投資へ」という直接金融市場の活性化を図ったこと，また偽造カード問題や多重債務問題をはじめとする金融トラブルが増加するなど金融経済を取り巻く環境の変化が挙げられる。

3　民間金融機関に対しても金融教育を担うことへの期待が高まっており，証券業界だけでなく，最近ではメガバンクのほか，信用金庫や地方銀行など地域金融機関においても金融教育への取組みが徐々に広がりつつある。

4　金融機関が金融教育に取り組むことは，地域社会におけるＣＳＲ（企業の社会的責任活動）の面での評価を高めるだけでなく，地域の顧客との信頼関係の構築・維持など将来の顧客開拓にもつながる可能性があり，金融機関に対するロイヤリティーの向上という点からも重要な役割を果たすと考えられる。また多様な金融商品を横断的に規制する金融商品取引法（今国会で審議予定）への対応の上からも，金融機関にとっては不可欠となり，経営的に意味のある活動と言えよう。

5　近年は減少傾向にあるものの，農協は「子供貯蓄組合」の活動を通じて，児童生徒の貯蓄習慣や金銭感覚の育成を支援してきた。また農協では，農作業体験のほか，最近では食育基本法の制定を受け食育にも積極的に取り組んでいる。単に農業や食の大切さを教えるだけでなく，農業生産から加工，流通，消費など全体的な経済活動を教えるなかで金融の仕組みについても扱うことができれば，より意義あるものになるだろう。未来を担う子どもたちの生きる力を育むという観点から，農協においても，金融教育に取り組むことが望まれる。

目　次

はじめに
1　金融教育が求められる背景
(1)　金融教育とは何か
(2)　今なぜ金融教育なのか
(3)　金融教育への期待
2　金融教育への取組動向
(1)　政府・日銀の取組み
(2)　地域金融機関の取組み
(3)　金融機関が取り組む意義
(4)　導入に向けた課題
おわりに

はじめに

このところ官民をあげて金融教育への取組みが活発化している。政府・日銀は，ペイオフ解禁となった2005年度を「金融教育元年」と位置づけ，国民のファイナンシャル・リテラシー（金融に関する理解能力）の水準向上をめざして，金融教育の国民的な普及に向けて取組みを進めている。その目的には，合理的な意思決定を行う個人の育成にとどまらず，年金問題に代表される社会保障改革など，構造改革の推進に伴う政策的課題の検討・解決に向けた国民的な理解能力の向上も視野に入れられている。

本稿では，金融教育を担う重要なパートナーとして民間金融機関の活躍に期待が高まるなかで，金融教育が必要とされる背景を整理し，地域金融機関の先駆的な対応を見ながら，金融機関が行う金融教育の意義や農協が取り組むにあたっての基本姿勢について考察する。

1　金融教育が求められる背景

(1)　金融教育とは何か

金融教育とは，金融庁「金融経済教育懇談会」や内閣府「経済教育に関する研究会」の資料によれば，「国民一人ひとりの金融やその背景となる経済についての基礎知識を高め，日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚し，自立した個人として合理的に意思決定する能力を身につけてもらうために行われる教育や訓練のこと」である。つまり，国民のファイナンシャル・リテラシーを高めるための教育実践と言える。

しかし「金融教育」という言葉は，さまざまな意味合いで使われることが多い。代表的な例を挙げれば，

①金銭教育：物やお金を大切にすることを通じて，正しい金銭感覚を養うこと，

②経済教育：経済・金融の仕組みや機能を理解すること，

③経済学教育：経済学的な考え方を基本に合理的な意思決定や社会問題を考え

る視点を養うこと，

④生活設計：家計の収入や支出内容を把握し，健全な家計管理と将来の生活設計力を身につけること，

⑤投資教育：各種金融商品の内容やリスクについて学び，自己責任にもとづく合理的な資産運用の力を身につけること，

⑥消費者教育：消費者としての基本的な権利と責任を学び，各種の金融トラブルの未然防止や事後対応力を養うこと，

⑦キャリア教育：労働体験を通じて勤労の意味を理解するとともに将来の職業選択等について考えさせること，

などの視点がある。

なお本稿では，これらを幅広く含め「金融教育」と表現する。

⑵　今なぜ金融教育なのか

政府は，「官から民へ」「国から地方へ」「貯蓄から投資へ」と，経済社会システムを改革しようとしている。

また，雇用面においては，企業によるリストラ（事業再構築）の影響もあり，いわゆる年功序列・終身雇用といった個人の暮らしが安定的に保証される仕組みが過去のものになりつつある。少子高齢化により公的年金も企業年金も厳しい状態にある一方で，年金を自らの判断で運用する確定拠出型年金（日本版401k）は急速に普及している。加えて05年４月からはペイオフが解禁され，決済性預金を除き元本1,000万円までとその利息しか保護されなくなり，預金者が一定のリスクを負うこととなった。

また，ある一定の証拠金を担保として何倍もの資金を利用して為替取引を行える外国為替証拠金取引など，投資商品をめぐるトラブルが数多く生じているほか，偽造カード問題や多重債務問題なども発生している。ちなみに個人破産申立件数は03年に過去最高となる24万2,357件に達し，04年以降は減少に転じているものの05年には18万4,294件と高い水準が続いている。このうちクレジットや消費者金融を利用して返済困難となる割合は９割を超えており，多重債務の未然防止が求められている（第１図）。

一方，超低金利が続くなかであっても，わが国の家計資産に占める現金・預金での保有割合は依然として高く，リスクを取り，積極的にリターンを求めるような動きは最近高まりつつあるものの，米国と比較すればまだ弱い。株式や投信の割合は，米国の約５分の１でしかない（第２図）。また金融商品を選択する際にも，04年から05年に

第１図　個人自己破産申立件数の推移

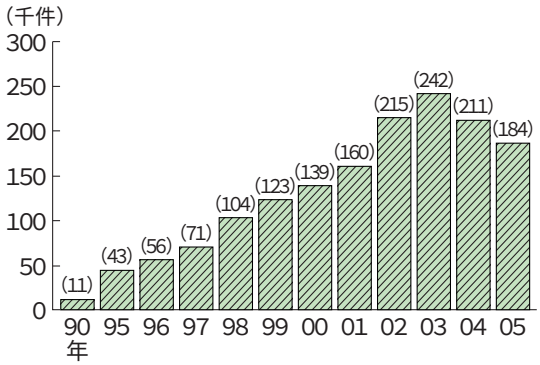

資料　最高裁判所「個人破産申立件数」

かけて利回りなど収益性が前年比＋0.8ポイントと若干増加しているものの，半数近くの世帯は安全性を最重視する姿に変わりはない（第３図）。リスク回避志向が高いと考えられるが，「貯蓄から投資へ」のスローガンどおり，投資型金融商品（株式や投資信託など）の保有割合を高める余地が大きいのも事実であり，こうした点からも投資教育の必要性が叫ばれている。

このような社会的・経済的な環境変化を背景にして，個人一人ひとりが自己決定を迫られる機会が拡大しており，自己責任が全うできうるために必要とされる「生きる力」(注１)を養成することが重要となっている。そこで，その生きる力の一つとして，国民のファイナンシャル・リテラシーを高める金融教育への関心が高まっているのである。

第2図　日米家計資産の構成比

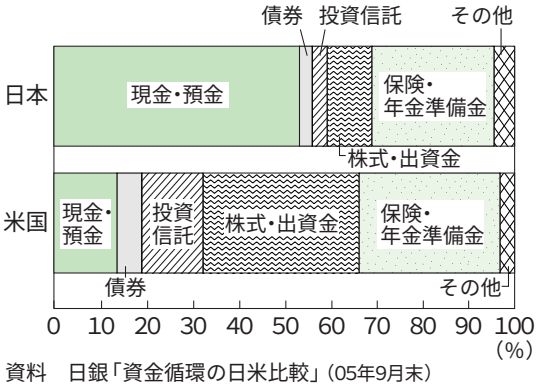

資料　日銀「資金循環の日米比較」(05年9月末)

第3図　金融商品を選択する際の基準

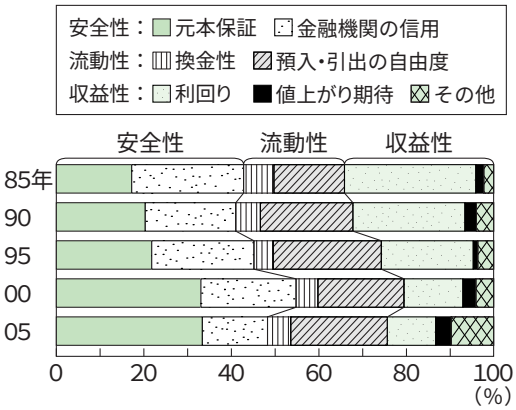

資料　金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」から作成

（注１）文部科学省は，98年改訂の学習指導要領において，変化の激しいこれからの社会を生きるために，「確かな学力」「豊かな人間性」「健康と体力」の３つの要素からなる「生きる力」をはぐくむことが必要であるとしている。金融・経済は，「確かな学力」のなかの一つのテーマである。

(3)　金融教育への期待

最近のアンケート調査の結果などに基づき，金融教育に対する期待や学校教育での課題を見てみよう。日銀が全国の満20歳以上の個人4,000人を対象に行った「生活意識に関するアンケート調査」(05年３月実施の第22回調査）によれば，学校教育（主として小中高校）において，金融や経済を扱うことについて「必要だと思う」とする人が59.1%を占めた。

また，金融庁が全国の小中高校1,410校を対象に行った「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」(04年６月実施）では，金融教育が「重要でありかつ必要である」とする回答が小学校で56.9%，中学校で74.6%，高校では81.3%に上った。ただし同アンケートでは，「他に教える事項が多い中で，優先順位は低い」という回答が小学校で44.7%と高く，中学校では22.7%，高校では22.2%だった（第４図)。また金融経済教育にまとまった授業時間が充てられない要因として，「学習指導要領での扱いが異なるため」との回答

第4図　金融教育に対する意向

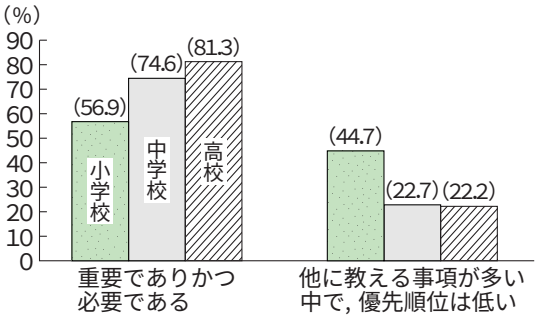

資料　金融庁「初等中等教育段階における金融経済に関するアンケート」(2004年8月)

は，小学校で49.8%，中学校で30.5%，高校で23.0%だった。

このように金融教育へのニーズは高いものの，実際に学校で実施するには，学習指導要領での扱いを見直し，授業時間を確保することが課題となっている。

2　金融教育への取組動向

(1)　政府・日銀の取組み

現在のところ政府・日銀は，教員向けセミナーや公開授業など学校教育を中心に金融教育を推進しているが，今後は広く社会人や高齢者なども対象に展開していく考えである。こうした取組みの指針を策定すべく政府は，日銀，金融庁，文部科学省，金融広報中央委員会など関係省庁と連携して，金融教育に関する体系的なプログラム整備を行うこととしている（第1表）。

(2)　地域金融機関の取組み

一方，民間金融機関に対しても金融教育を担うことへの期待が高まっており，さまざまな形で取組みが進んでいる。これまで経済教育や投資教育に熱心に取り組んできたのは証券業界が中心だったが，最近ではメガバンクのほか，信用金庫や地方銀行など地域金融機関においても金融教育への取組みが徐々に広がりつつある。

以下では，ヒアリング調査をふまえて，独自の取組みをしている地域金融機関の実践事例を紹介しよう。

第1表　政府が取り組む金融教育（2005～06年度）

	おもな取組内容
Ⅰ　学校教育 学習指導要領に基づき，教材・指導法の工夫や教員の研修等を支援する活動	・金融経済教育懇談会「論点整理」とりまとめ（金融庁） ・経済・金融に関する体系的なプログラムの整備（内閣府，金融庁，文科省，金融広報中央委員会） ・経済教育に関する「実践事例集」作成（内閣府，文科省） ・経済・金融に関する授業支援のための講師の養成・派遣事業の開始（内閣府） ・教員対象セミナーの実施（金融広報中央委員会など）
Ⅱ　生涯学習 広く社会人や高齢者が経済・金融について，理解を深めることができるような学習活動を支援	・金融サービス利用者相談室から警告情報を発信（金融庁） ・全国キャラバン金融講座の実施（金融広報中央委員会） ・金融経済等講演会，金融広報アドバイザーによる講座・講演会，通信講座の実施（金融広報中央委員会など） ・社会人が必要とする経済教育体系など，生涯学習における経済教育のあり方の検討（内閣府）
Ⅲ　イベント等 経済教育を普及・啓蒙する活動の展開	・「経済教育サミット」の開催（05年7月9日） ・経済教育に関するフォーラムの実施（内閣府） ・金融経済教育イベントの開催（金融庁） ・金融教育フェスティバルの開催（05年11月26日）

資料　政府「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」(2005年7月7日)資料を基に筆者作成

a　秋田銀行

秋田県を地盤とする秋田銀行（本店：秋田市）では，05年６月から地元（秋田市）の小学校で６年生を対象に「総合的な学習の時間」の科目のなかで金融教育を実施している。全20時間で構成される教育プログラムは，特定非営利活動法人である金融知力普及協会が策定したものを参考に秋田銀行がアレンジを加えて作成したものである。

授業を担当する講師は同銀行の職員であり，もともと学校の先生になりたかったという職員など，行内公募により選出された19人である。これら講師は，その後，前述の金融知力普及協会の「金融知力インストラクター」養成セミナーを受講し，認定試験にも合格した。授業では，小遣帳のつけ方と効用，金融の仕組みなどお金にまつわることが中心だが，身の回りにある大人の仕事など職業観の育成や，地域の産業などについても幅広く学習する。またプログラムのなかには，農業，製造業，サービス業に携わる人をそれぞれゲスト講師として教室に招き，実際の仕事について講話してもらい，その後，生徒が実際の仕事現場を訪問し，自分たちの目で確かめてくることも行っている。学校側にとっては，職業人と接触する機会が少ない分，取引先を多数もっている銀行にこうした点での期待が高い。

b　東濃信用金庫

岐阜県の東濃信用金庫（本店：多治見市）では，03年11月に地元の商業高校からの依頼により，多重債務をテーマに初めて授業を行って以来，金融教育に取り組んでいる。04年度には活動を本格化させ，周辺市町村の教育委員会を通じて各学校に呼びかけ，ファイナンシャル・プランナーの資格を持つ職員などが中心になって，中学生や高校生を対象に，悪質商法や架空請求，カード被害などをテーマに学校での授業を実施している。

同時に，学校やPTA，地元行政からの要請があり，本部や支店で生徒を受け入れる「職場体験」にも協力している。これは就職を前提としたインターンシップではなく，ニートやフリーターが増加するなかで，中学生や高校生に「働くことの意義」を知ってもらうことを目的にしたものである。年間７～８の中学校，高校から申し込みがあり，参加する生徒がふだん生活している地元の店舗で受け入れる。参加者はビジネスマナーや金融の仕組み，地元の主要産業などを学ぶほか，店舗周辺の清掃活動や店舗内での接客業務などを体験する。参加者や父兄，学校関係者からの評価も高く，職場体験学習への要望が多いため，05年度からは受け入れ態勢を整備し本部で一本化して対応している。

c　新潟県労働金庫

新潟県の新潟県労働金庫（本店：新潟市）の金融教育への取組みは，会員である労働組合の役職員のなかで発生した詐欺やクレジット被害などへの対応上，ごく自然な形

でスタートした。

若年者にとってはローンの選択肢が広がり身近なものになっている半面，被害にも遭いやすい状況になっている。そこで，労働組合を対象に金融教育を開始し，労働者とその家族に向けてこうした問題を啓発することとした。また，労働組合の組織力が低下していることもあり，金融教育への取組みを通じて労働金庫の顧客基盤の維持を図りたいとの考えもあった。

労働金庫にとって，こうした活動を進める上での強みは，労働組合との関係が深い職域をカバーしていることである。現在進めている金融教育の中心は，職域で10～20人程度を対象に開催する「ミニ学習会」である。50人や100人といった規模での学習会を開催することもあるが，大人数では講師からの一方通行の伝達になってしまうという経験から少人数で実施することを基本にしている。たとえば，忘年会など業務後の懇親会が始まる前の30分から40分程度の時間をもらい，営業担当者が講師となって詐欺や盗難，多重債務などの金融トラブルに関するテーマのほか，資産形成，ローン利用法なども含め学習会を開催している。

(3) 金融機関が取り組む意義

以上の事例は，お金の役割や金融の仕組みといった基礎的な金銭教育や経済教育のほか，生徒が営業店舗で接客対応を行うなど職場体験への協力を通じたキャリア教育，さらに悪質商法や多重債務問題への対応・啓発など消費者教育に重点を置いた例である。

こうした活動に金融機関が積極的に取り組むことは，地域社会におけるCSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的責任活動）の面での評価を高めるだけでなく，将来の顧客開拓にもつながる可能性がある。地域の顧客との信頼関係の構築・維持や金融機関に対するロイヤリティーの向上という点からも，金融教育への取組みが重要な役割を果たすと考えられる。また，地域産業の理解や職場体験を通じた職業観の育成などから，創業や起業に発展する可能性もあり，地域経済の活性化にも寄与すると考えられる。

さらに，多様な金融商品を横断的に規制する金融商品取引法（注２）への対応の上からも，金融機関にとっては顧客に金融商品の理解を深めてもらう機会を提供することが不可欠となり，経営的に意味のある活動と言えるだろう。

ただし，「貯蓄から投資へ」の流れが強まる時勢とはいえ，過度にリスク選好を奨励し，投資型金融商品の販売を誘引するようなことは慎むべきである。

（注２）証券取引法を改正する形で幅広い金融商品の販売・勧誘ルールを定めるもの。呼称が「投資サービス法」から「金融商品取引法」に変更された。開会中の通常国会で審議される予定。

(4) 導入に向けた課題

事例調査を踏まえて，金融機関が新たに金融教育に取り組む場合の課題について考察してみると，次のようなことが挙げられる。

第一は，児童生徒対象の学校教育だけでなく，社会人対象の生涯教育にも対応が必要なことである。ただし，社会人向けには，改めて対応を検討するよりも，ローン相談会や資産運用セミナーなどのイベントが行われることが多いため，そうした機会を活用して実施することが現実的な対応となるだろう。新潟県労働金庫は，職域での学習会で消費者教育を行うことを通じて，生活設計や資産運用の相談も受けており，参考になる点が多いと考えられる。

また，児童・生徒から社会人まですべての対象に金融教育を実施することは困難となるため，あらかじめ誰を対象に何をやるかを決定しておく必要があるだろう。

第二は，金融教育を担当する講師の養成など，人材の育成である。秋田銀行は行内公募により意欲的な職員を参画させることで，小学生向けの金融教育プログラムを実施する上で重要な役割を果たしたと同時に，担当した職員の職務満足を高めることにもつながったという。金融機関で働く職員にはファイナンシャル・プランナーなどの有資格者が多く存在するためそれら職員を活用するほか，職員全体のファイナンシャル・リテラシーを高めるような企業努力も必要だと考えられる。

なお，金融知力普及協会や金融広報中央委員会，全国銀行協会などが講師派遣を行っているため，職員向け研修や顧客向けセミナーなどに活用することも有効であろう。

第三は，金融機関として，金融教育の活動を通じて何を達成したいのか，という目標（ゴール）の設定である。地域社会への貢献という広い意味からとらえることが多いと思われるが，新潟県労働金庫では顧客基盤の維持という側面もあるなど，地域のなかで置かれた状態や中長期の経営ビジョンに沿った目標の設定が課題となる。金融教育を一時のブームで終わらせないためにもめざすゴールの設定が重要となるだろう。

おわりに

今後は，政府による金融教育の体系的なプログラム整備と関連して，さまざまな分野においてさらに多くの取組みがなされると考えられる。この流れを受けて民間金融機関でも取組みが活発になると予想される。そこで農協はどのような姿勢で臨むべきかを最後に考えてみたい。

05年の公募投資信託の純資産総額が３年連続して前年を上回って，バブル期以来の55兆円に達するなど「貯蓄から投資へ」の流れが強まる一方で，貯蓄を保有しない世帯の割合が高まっている。前述の日銀調査によれば，「貯蓄を保有していない」と回答した世帯の割合は90年代後半から増加傾向にあり，05年は23.8％（単身世帯では41.1％）となった（第５図）。属性別では，労務系職員（34.1％）や農林漁業者（32.3％）が平均を上回っているほか，20歳代では41.0％に達するなど若年者ほどその割合が高くなる傾向がある。最近話題になってい

第5図　貯蓄を保有していない世帯の割合

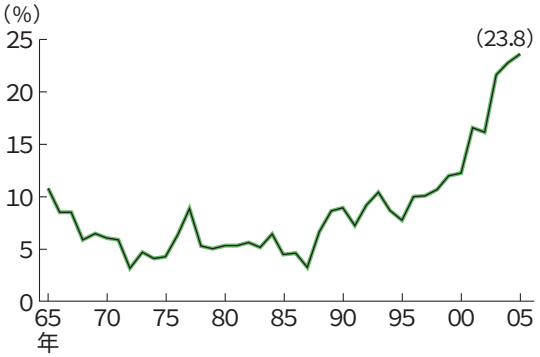

資料　金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」から作成

るように，いわゆる格差社会が広がっている可能性もある。このような状況下にあることを考えれば，金融機関は貯蓄の大切さを今一度見直し，若年者の正しい金銭感覚を養い，健全な家計管理が行われるよう支援し，一定の貯蓄を保有することを奨励すべきである。

近年は減少傾向にあるものの，農協は「子供貯蓄組合」の活動を通じて，児童生徒の貯蓄習慣や金銭感覚の育成を支援してきた。子供貯蓄組合とは，農協が主となって毎月「貯金の日」を設定し，児童生徒が学校に持参した現金を預かり，積み立てられた貯金は修学旅行や卒業時の進学資金などに活用されるものである。すでに行われてきたこうした実績を生かし，農協が貯蓄習慣や金銭感覚の育成など金銭教育を中心に金融教育に取り組む意義は大きいと考えられる。

また農協では，農作業体験のほか，最近では食育基本法の制定を受け食育にも積極的に取り組んでいる。単に農業や食の大切さを教えるだけでなく，農業生産から加工，流通，消費など全体的な経済活動を教えるなかで金融の仕組みについても扱うことができれば，より意義あるものになるだろう。

未来を担う子どもたちの生きる力を育むという観点から，農協においても，金融教育に取り組むことが望まれる。

＜参考文献＞

・永井敏彦（2004）「米国クレジット・ユニオンに学ぶリレーションシップ構築策」『金融財政事情』６月21日号
・川村雄介（2004）「わが国における金融教育の意義と課題」『地銀協月報』12月号
・金融経済教育懇談会（2005）『金融経済教育に関する論点整理』
・内閣府経済社会研究所（2005）『経済教育に関する研究会　中間報告書』
・由里宗之（2005）「米国における金融教育重視の政策的潮流とコミュニティ銀行の金融教育を通じた地域社会貢献」『信金中金月報』６月号
・日本銀行情報サービス局（2005）『日本銀行の広報活動と金融教育分野での取り組み』
・金融広報中央委員会（2005）『金融教育ガイドブック』
・藁品和寿（2006）「金融教育に期待される金融機関の役割」信金中央金庫総合研究所『金融調査情報』２月８日号
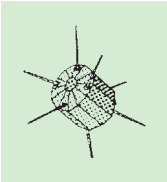
（副主任研究員　木村俊文・きむらとしぶみ**）**